

過剰注入防止設備の試験確認に係る業務規程

平成 11 年 4 月 1 日 危保規程第 6 号
改正 令和 3 年 10 月 20 日 危保規程第 28 号
改正 令和 6 年 11 月 14 日 危保規程第 34 号
最終改正 令和 7 年 3 月 24 日 危保規程第 18 号

第 1 目的

この規程は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が、製造者等の申請に基づき、給油取扱所の専用タンクに設置する過剰注入防止設備に係る試験確認を行う場合に必要な手続き等を定めることを目的とする。

第 2 対象

この業務の対象は、「給油取扱所における単独荷卸しに係る運用について」（平成 11 年 2 月 25 日付け消防危第 16 号各都道府県消防主管部長あて消防庁危険物規制課長通知）別添 1、2 に定める給油取扱所の専用タンクに設置する過剰注入防止設備とし、協会は、当該設備の過剰注入防止機能、操作性及び信頼性について試験確認を行うものとする。

第 3 試験確認の方法

- 1 この規程に基づく試験確認は、型式試験確認により行うものとする。
- 2 型式試験確認は、別に定める「過剰注入防止設備の試験確認実施要領」に基づき、書類審査及び立会試験により行うものとする。
- 3 立会試験は、同一型式（液面検知方式、過剰注入防止機構又は基本形状が同一であるものをいう。以下同じ。）の区分に属する設備について、抜取試験により行うものとする。

第 4 手続き

1 試験確認の申請等

- (1) 過剰注入防止設備に係る試験確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第 1 に定める試験確認申請書により、協会に申請するものとする。この場合において、当該申請書には、次表に定める書類を添付するものとする。

| 区分 | 備考 |
|-----------|---|
| 仕様書、構造説明書 | 設計仕様及び構造、動作説明書類等 |
| 図面 | 構造、主要寸法、部品名及び材質等を明らかにした外形図、組立図、断面図等及び系統図等 |
| 社内検査成績書 | 社内で実施した検査の成績書 |

(2) 協会は、試験確認の結果について、申請者に対し、様式第2に定める試験確認結果通知書により通知するものとする。

2 型式の変更に係る試験確認の申請等

(1) 既に協会の試験確認を受けている型式を変更しようとする者は、型式の変更に係る試験確認を受けなければならない。この場合において、型式の変更の区分は、重変更及び軽変更とする。

(2) 型式の重変更に係る試験確認等は、次に定めるところによるものとする。

ア 型式の重変更とは、液面検知の信号伝達方式の変更、閉止弁の作動機構の変更、注入ホース内の油の回収方法等操作性に影響を生じる変更、その他型式試験確認を受けた過剰注入防止設備の機能に重大な影響を生じる変更に該当すると協会の理事長が判断するものをいう。

イ 型式の重変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第3に定める型式の重変更に係る試験確認申請書により、協会に申請するものとする。

ウ イの型式の重変更に係る試験確認の手続きについては、1に準ずるものとする。

(3) 型式の軽変更に係る試験確認等は、次に定めるところによるものとする。

ア 型式の軽変更とは、型式の重変更以外の変更をいう。

イ 型式の軽変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第4に定める型式の軽変更に係る試験確認申請書により、協会に申請するものとする。

ウ イの型式の軽変更に係る試験確認の手続きについては、1に準ずるものとする。

エ 型式の軽変更に係る試験確認は、第3、2の規定にかかわらず、立会試験を省略するものとする。

3 試験確認済証の貼付等

(1) 協会の過剰注入防止設備に係る試験確認（型式の変更に係るものを含む。）を受けた者（以下「確認済者」という。）は、当該設備と同一型式のものを製造し、使用し、販売し、又は輸入しようとする場合は、当該設備に、協会が交付する試験確認済証を貼付し、又はあらかじめ協会の登録を受けた試験確認済の表示をしなければならない。

(2) 試験確認済証の交付申請等は、次に定めるところによるものとする。

ア 試験確認済証の交付を受けようとする者は、様式第5に定める試験確認済証交付申請書により、協会に申請するものとする。

イ 協会は、当該申請に係る過剰注入防止設備が、試験確認を行ったものと同一型式であると認められるときは、別記1に定める試験確認済証を交付するものとする。

ウ 試験確認済証の交付を受けた者は、当該確認済証の受領年月日、受領枚数、貼付年月日、貼付枚数及び残枚数を記録した帳簿及び当該確認済証を貼付した過剰注入防止設備の出荷先、出荷年月日及び出荷数を記録した帳簿を作成する

とともに、これらを適正に管理しなければならない。

エ 試験確認済証の交付を受けた者は、協会がウに定める帳簿の提示を求めた場合に、これを拒んではならない。

(3) 試験確認済の表示登録に係る申請等は、次に定めるところによるものとする。

ア 試験確認済の表示登録を受けようとする者は、様式第6に定める表示登録申請書により、協会に申請するものとする。

イ 試験確認済の表示の方法は、次に定めるものでなければならないものとする。

(ア) 表示の種類

表示の種類は、次のいずれかによるものとし、いずれの種類においても当該表示は、容易に消えない方法により行うこととし、文字の色は、原則として黒色とするものとする。

- a 印刷
- b 吹付け
- c 押印
- d 打刻

(イ) 表示事項

表示は、次の事項が記載されたものでなければならない。

- a 「試験確認済証」及び「危険物保安技術協会」の文字並びに協会のマーク（協会が特に認めた場合は、協会のマークを省略することができる。）
- b 「過剰注入防止設備」の文字（協会が特に認めた場合は、当該文字を省略することができる。）
- c 製造番号等製品に固有の番号

(ウ) 表示位置等

表示位置は、過剰注入防止設備の見やすいところとし、その大きさは、任意とする。

ウ 協会は、アの定めに基づく登録の申請内容がイに定める事項に適合していると認められるときは、当該申請に係る試験確認済の表示を登録するものとする。

エ 協会は、ウの定めに基づき試験確認済の表示を登録したときは、その旨を様式第7に定める表示登録審査通知書により、申請者に対し通知するものとする。

オ 試験確認済の表示の登録を受けた者は、表示管理責任者を選任するとともに、当該登録を受けた試験確認済の表示をした過剰注入防止設備の製造数、出荷先、出荷年月日及び出荷数を記録した帳簿を作成するとともに、当該登録を受けた試験確認済の表示について、適正に運用・管理しなければならない。

カ 試験確認済の表示の登録を受けた者は、協会がオに定める帳簿の提示を求めた場合に、これを拒んではならない。

4 試験確認証明書の発行

確認済者は、協会の試験確認を受けた過剰注入防止設備に係る試験確認証明書の

発行を申請することができる。この場合において、当該証明書の発行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第5 事故等の報告等

- 1 確認済者は、型式試験確認を受けた過剰注入防止設備に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、出荷した過剰注入防止設備について何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。
- 2 確認済者は、第4、3の試験確認済証及び第4、4の試験確認証明書を他人に占有された場合（盜難等を含む。）は、直ちに理事長に通知しなければならないものとする。

第6 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第7 試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第8 申請の不受理等

1 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

- (1) 申請者が第7に定める取消し等を受け、3年を経過していない場合
- (2) 第7に定める取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- (3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- (5) その他理事長が試験確認を行うことが不適当であると認める場合

2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

- (1) 型式試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該型式試験確認を申請する場合に、型式試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合
- (2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第9 手数料等

1 手数料の額は、次に掲げる業務の種類に応じ、それぞれに定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料等の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1) 第3、1に定める試験確認

600,000円

(2) 第4、2、(2)に定める型式の重変更

400,000円

(3) 第4、2、(3)に定める型式の軽変更

100,000円

(4) 試験確認済証の交付

型式試験確認済証1枚当たり 700円

(5) 試験確認済の表示の登録

150,000円

2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1日につき 2,200円

イ 宿泊料

甲地方 1日につき 10,900円

乙地方 1日につき 9,800円

ウ 交通費相当額

(2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額に相当する額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。

(3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第10 その他

理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

第11 雜則

1 書類等の返還

協会は、試験確認申請、型式の重変更に係る試験確認申請又は型式の軽変更に係る試験確認申請の際に提出された書類（正本、副本各1部）のうち、副本1部に押印のうえ、試験確認終了後に申請者に返還するものとする。

2 試験確認の立会い等

試験確認は、協会の職員が立会って実施するものとする。

(1) 試験場所

試験確認申請書によって申請された場所とする。

(2) 測定機器類

試験確認の立会いに使用する測定機器類は、申請者の負担において準備するものとする。

3 その他

この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

附 則

この業務規程は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成11年10月19日危保規程第31号）

この業務規程は、平成11年10月19日から実施する。

附 則（令和3年10月20日危保規程第28号）

この業務規程は、令和3年12月1日から実施する。

附 則（令和6年11月14日危保規程第34号）

この規程は令和6年11月14日から施行する。

附 則（令和7年3月24日危保規程第18号）

この規程は令和7年4月1日から施行する。